

簡便型総合評価入札参加申込書作成要領

簡便型総合評価競争入札に係る入札参加申込書の作成に関しては、鳥取県総務部建築設計等業務簡便型総合評価入札実施要領及び調達公告に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

1 記載要領（様式第1号 技術点に関する調書）

(1) 技術者数

ア 技術者数1

有効資格（技術者数1）を有する技術者の氏名を技術者氏名欄に記載し、合計欄にその合計人数を記載すること。

イ 技術者数2

有効資格（技術者数2）を有し、アに計上しない技術者の氏名を技術者氏名欄に記載し、合計欄にその合計人数を記載すること。

ウ 技術者数3

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2の2の規定に基づく構造又は設備一級建築士証の交付を受けている技術者の氏名を技術者氏名欄に記載し、合計欄にその合計人数を記載すること。

エ 技術者数4

建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有している技術者の氏名を技術者氏名欄に記載し、合計欄にその合計人数を記載すること。

オ 技術者数5

公益社団法人日本建築積算協会により実施される建築積算士試験に合格し登録を受けている者、または、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により実施されるCASBEE建築評価員試験に合格し、登録を受けている者の氏名を技術者氏名欄に記載し、合計欄にその合計人数を記載すること。

カ 技術者数1及び技術者数2については、技術者の重複計上を認めない。

キ 技術者数3から技術者数5については、技術者数1又は技術者数2の技術者と重複計上を認めるものとする。

(2) 配置予定技術者

ア 配置技術者とする予定の者を記載すること。なお、予備の者も含め2名まで記載することができる。

イ 管理技術者について、技術者氏名、調達公告で定める資格（技術者数1又は2）の名称、過去3年間に完了した建築関係建設コンサルタント業務において、管理技術者（管理技術者においては担当技術者として従事した実績を含む。）として従事した業務実績名、実績業務の内容証明事項（検査結果通知書等）、実績業務従事役職をそれぞれ該当欄に記載すること。

ウ 管理技術者においては、過去5年間に県が発注した業務（調達公告日の5年前の日の属する年度の4月1日から入札書提出期間の前日までの間に業務の当初契約日から検査結果通知日までが含まれる業務に限る。以下同じ。）のうち、建築設計業務の管理技術者として従事した業務（担当技術者として従事した業務を含む。）で、成績評定点が80点以上の業務の、業務名、従事役職及び評定点を記載し、合計欄にその合計件数を記載すること。ただし、記載は最大5件までとする。なお、対象となる業務実績については、所属する会社が同じであ

ることを必要としない。

エ 管理技術者について、総務部発注の建築関係建設コンサルタント業務（入札書提出期間の前日までに落札決定され、かつ、業務完了通知書が提出されていない業務に限る。）において配置技術者として選任されている当初契約金額が 900 万円以上の業務がある場合、その全てについて業務名、従事役職、契約金額を記載し、合計欄にその合計件数及び合計金額を記載すること。

オ 同種業務実績の確認のため、上記イ～エにかかる同種各業務の検査結果通知書又は契約書等、その業務を担当したことを証する書類の写しを添付すること。

(3) 会社の手持ち業務件数

県が発注した随意契約、限定公募型指名競争入札、制限付一般競争入札及び簡便型総合評価入札により落札し、調達公告日までに業務完了通知書が提出されていない業務の業務名及び履行期間をそれぞれ業務名欄、履行期間欄に記入し、合計欄にその合計件数を記載すること。

なお、単独受注、共同企業体での受注のいずれも記載すること。

(4) CPD登録者状況

建築士会CPD制度、建築CPD運営会議等が証明するCPD認定時間数が10単位（時間）／年を有する者の人数が3人以上の場合は、1と記載すること。

(5) 男女共同参画推進企業認定

鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けている場合は、男女共同参画推進企業認定の認定状況欄に有りとして記載すること。

(6) 技術者数、配置技術者の資格、CPD登録者状況及び男女共同参画推進企業認定については、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成19年8月1日付第200700065699号鳥取県県土整備部長通知）第5条第2項第2号に規定する技術者状況調査に基づく報告を行い、入札書提出期間の前日までに県に登録されている最新のデータを記載すること。

2 事後提出書類

以下の書類については、開札後入札執行者に求められたときに提出するものとする。

(1) 共同企業体で参加する場合

当該共同企業体の各構成員が発注業務の入札及び業務委託費の請求に関する事務を代表となる構成員に委任することを証する委任状

ただし、上記の書類の契約日等については、入札参加申込書を提出した日以前のものでなければならない。

(2) 成果品重点確認実施要綱第2条第5号に規定する成果品重点確認落札者となった場合
重点配置技術者調書（様式第2号）